

1. お子様の就学にあたって

目 的

障がいがあると思われるお子様に、それぞれの障がいの程度や発達の状態に応じて、お子様のもっている力を、より伸ばすことのできる教育環境を考えていくことを目的として、就学相談を実施いたします。

対 象

大田区に住所があるお子様で、

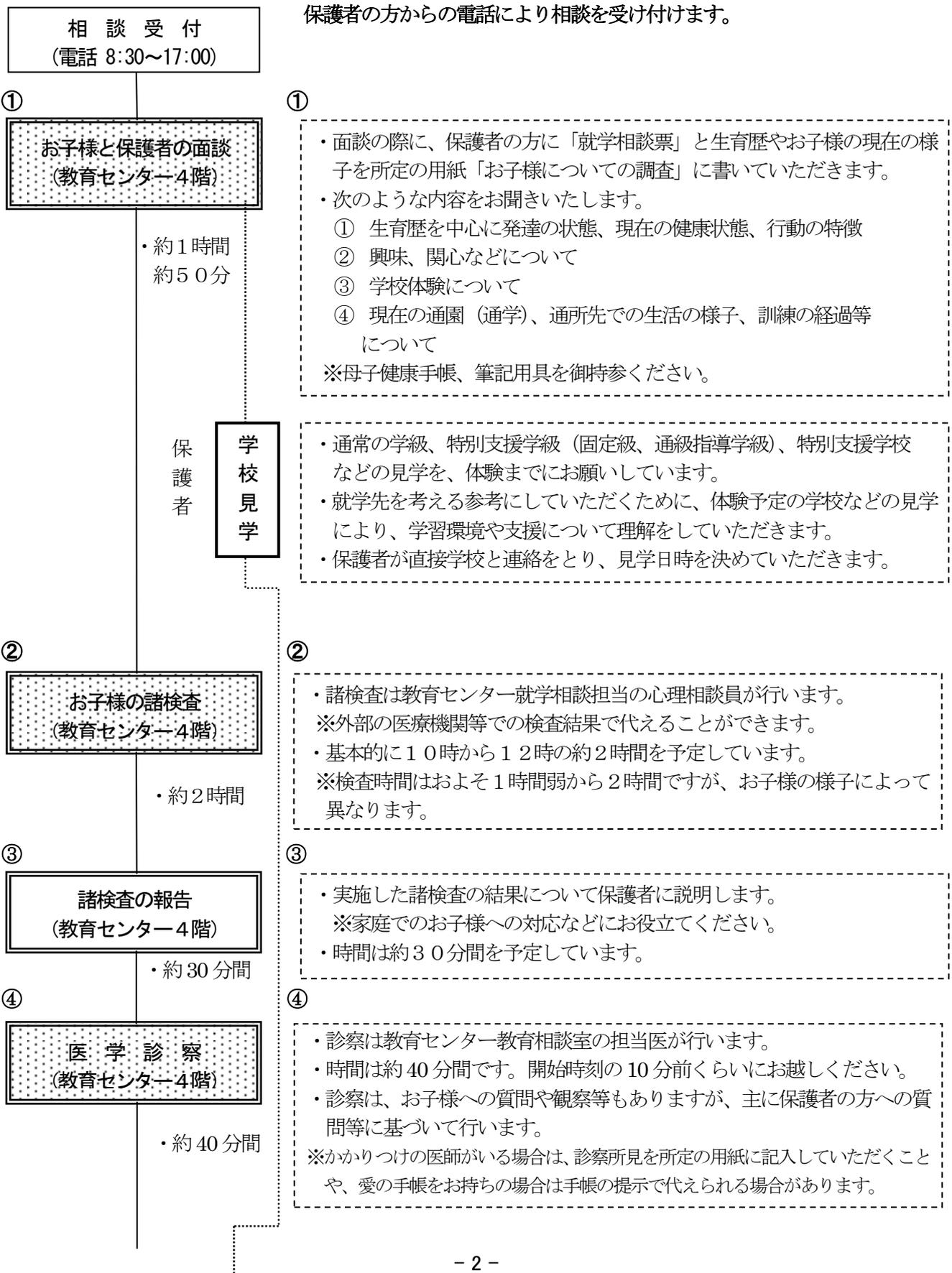
- ① 平成30年4月2日から平成31年4月1日までの生まれで、障がいがあると思われるお子様。
- ② 現在、小学校6年生に在籍するお子様で、区立中学校の特別支援学級(固定級、通級指導学級)または都立特別支援学校(知的障害・肢体不自由・病弱・視覚障害・聴覚障害)の中学部に就学を希望するお子様。
- ③ 現在、就学猶予・免除の措置を受けており、令和7年4月から就学を希望するお子様。
- ④ 入学後、特別支援学級への転学及び通級指導学級(言語障害、難聴、弱視)、特別支援教室(サポートルーム)利用についてのご相談も随時受け付けております。
お気軽にご連絡ください。

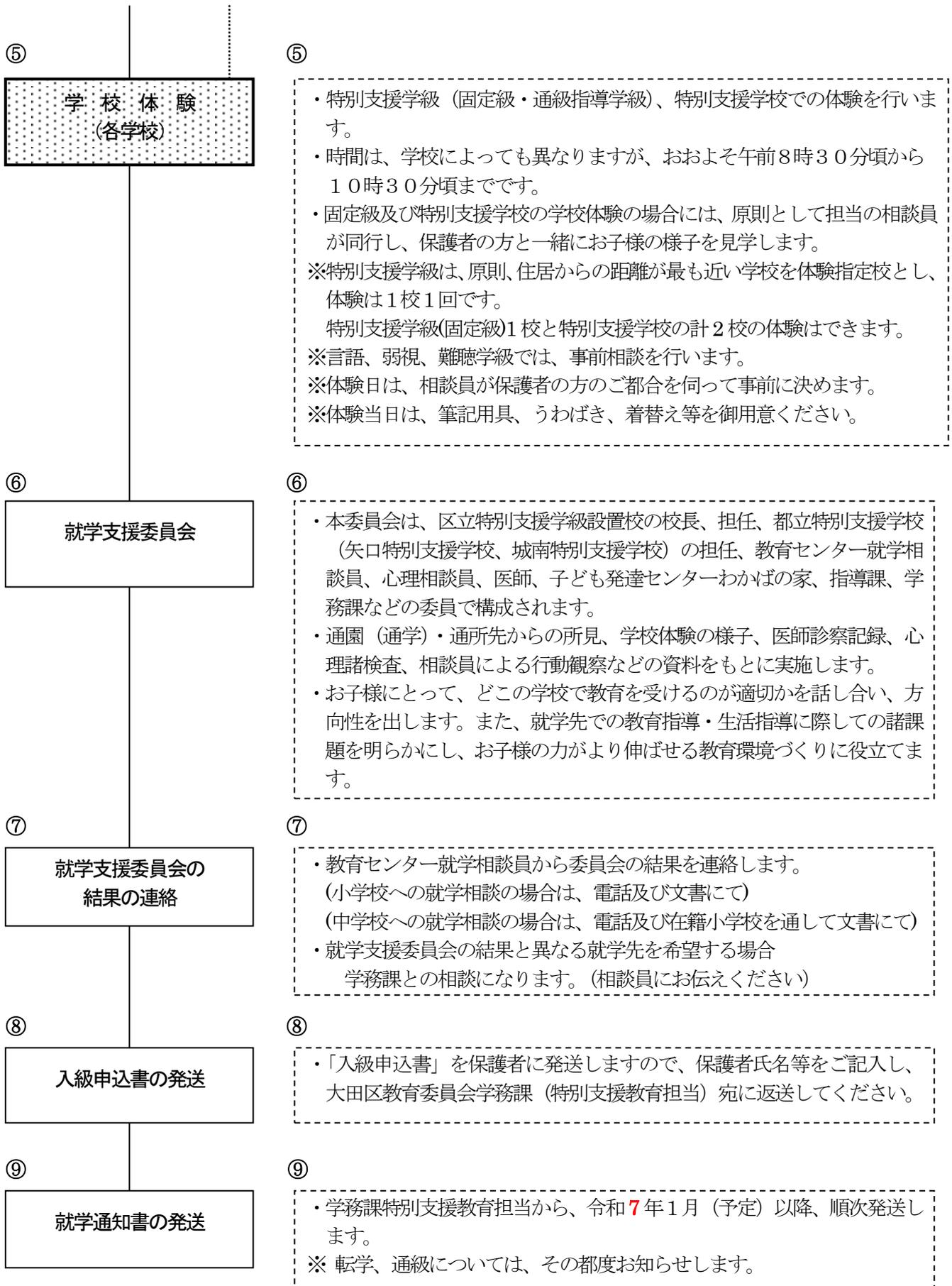
※ 区立特別支援学級(固定級、通級指導学級)及び都立特別支援学校については、巻末の設置校一覧をご参照ください。

2. 就学相談の流れ <就学および通級の相談>

※下図の二重枠  は教育センターで実施します。

網かけ  はお子様と一緒に実施します。





以上のような流れで相談が進められます。

<学校の種類と支援、相談の中断・終了について>

1 特別支援学級と特別支援学校について

大田区立の特別支援学級

特別支援学級（固定級：知的障害、小学校での自閉症・情緒障害）

通級指導学級（小学校の言語通級、弱視通級、小中学校での難聴通級）

支援教室（小中学校でのサポートルーム）

東京都立の特別支援学校

知的、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱

2 大田区の支援学級等について

固定級について

（知的）発達が、ゆっくりなお子様が在籍し、毎日通って年間を通して学ぶ学級。

大田区では、固定級の就学は自宅から近い支援学級への就学を原則としています。

（自閉症・情緒障害）知的な遅れはないが、自閉症や情緒障害により、通常の学級やサポートルームの指導では、十分な成果を上げることが難しいお子様が在籍し、毎日通って年間を通して学ぶ学級。

通級指導学級について

ことばの課題、難聴、弱視などがあり、在籍校から週1回通って指導を受ける学級。

特別支援教室（サポートルーム）について

情緒等の通室指導を、週1～2時間程度在籍校で実施する教室。

3 東京都立の特別支援学校

個別的な丁寧な支援を多く必要とされるお子様が在籍して通う学校です。

視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱者などの種類があります。

それぞれの支援学校の種類によって、該当するかの判断基準が異なります。

東京都としての判断基準は、保護者との面談の段階で、お子様の状況をお聞きするとともに、相談員から説明させていただきます。

※肢体不自由と知的障害の特別支援学校については、東京都で自宅の住所によって、通学区域が指定されています。

4 都立特別支援学校への就学を希望される場合には

区の就学支援委員会における審議後に、東京都教育委員会による「学校就学相談」が実施されます。

5 その他

就学相談の開始と終了

- ・就学相談の面談から支援委員会までの相談の間で、相談の中断や終了は保護者の意向に沿って対応していきます。
- ・就学相談の途中で、次年度（小学校に就学後）の状況によって、保護者からの希望があれば相談を続ける「継続相談」とすることもできます。
- ・相談での体験先が種別により1校だけとなっているのは、体験によって就学後に必要な支援として支援学級と支援学校のどちらの支援がお子様に必要かを判断するためです。

就学支援委員会結果と異なる就学先を希望する場合

学務課特別支援教育担当との相談ができます。